

地方独立行政法人
宮城県立こども病院中期目標
(平成22年度～平成25年度)

平成21年12月

宮 城 県

地方独立行政法人宮城県立こども病院中期目標

目 次

第 1	はじめに	1
第 2	中期目標の期間	1
第 3	県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標	2
1	診療事業	
2	成育支援事業	
3	臨床研究事業	
4	教育研修事業	
5	災害時等における活動	
第 4	業務運営の改善及び効率化に関する目標	5
1	効率的な業務運営体制の確立	
2	業務運営の見直し及び効率化による収支改善	
第 5	財務内容の改善に関する目標	6
第 6	その他業務運営に関する重要目標	6
1	人事に関する計画	
2	職員の就労環境の整備	
3	医療機器・施設整備に関する事項	

第1 はじめに

宮城県立こども病院は、「すべての子どもにいのちの輝きを」を基本理念とする県の総合的な小児医療システムの中で、「小児専門医療の核」と位置付けられ、周産期・小児医療分野における高度医療を集約的に提供するとともに、県全体の小児医療水準の向上を図るために設置した病院である。

宮城県立こども病院は、平成15年11月に開院し、平成18年4月には地方独立行政法人に移行した。この間、県内の周産期・小児医療機関と連携し、役割を分担しながら、「高度な専門知識と技術に支えられた、良質で安全な医療を行う」とともに、「子どもの権利を尊重し、子どもが主役となるこころの通った医療を行う」という理念の実践に一貫して努めてきたところである。

この度の地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）期間中、法人は、開院後10年を迎えることから、これまでの実績を踏まえながら、県民及び他の医療機関との強い信頼関係を築き、県の「小児専門医療の核」として、また、東北地方唯一の小児高度専門病院としての役割をより積極的に果たしていくことが期待される。

このため、法人は、安定した診療体制の構築に努めるとともに、県内医療機関との役割分担及び連携の一層の強化を図ることにより、その機能を十分に発揮し、県内外の医療需要に的確に対応していく必要がある。

なお、法人が、その担う使命及び理念を持続的に実現していくためには、事業収支の改善を図ることが不可欠であることから、地方独立行政法人としての自主性・自律性を生かして、効率的な業務運営体制の確立に取り組むことが必要である。

第2 中期目標の期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日までの4年間とする。

第3 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標

1 診療事業

診療事業については、県の周産期・小児医療に関する施策及び県民の周産期・小児医療に対する需要の変化を踏まえつつ、利用者である県民に対して、成育医療の理念に基づく高度で専門的な医療を集約的に提供するとともに、患者及びその家族の視点に立った医療を提供し、患者が安心することができる安全で質の高い医療を受けられるよう取り組むこと。

(1) 質の高い医療の提供

法人が有する人的・物的資源を有効に活用し、高度で専門的な医療に取り組み、小児医療水準の向上に努めるとともに、政策医療を適切に実施すること。また、質の高い医療を持続的に提供するためには、安定した診療体制の維持が不可欠であることから、医療スタッフの確保に最大限努めること。

医療の標準化を図るため、クリニカルパス（特定の疾病又は疾患を持つ患者に対する入院指導、入院時オリエンテーション、検査、食事指導、安静度、理学療法、退院指導などが一連の流れとして、スケジュール表にまとめられたもの。これが作成されることによって医療スタッフの情報の共有化及び医療の安全性にもつながること。）の活用及びエビデンス（診療行為の科学的根拠）に基づく医療（Evidence Based Medicine）に関する情報の共有化を図ること。

地域の医療機関及び県外の医療機関との病診・病病連携（核となる病院と地域の診療所・病院が行う連携。必要に応じ、患者を診療所・病院から専門医又は医療設備の充実した核となる病院に紹介し、高度な検査及び治療を提供する。快方に向かった患者は、元の診療所・病院で診療を継続する仕組み）を推進するとともに、急性期以後の継続的な治療を必要とする患者のための在宅療養への移行支援に取り組むこと。

救急医療については、県内外から三次救急医療（重篤な患者に対する

救急医療)の患者を受け入れるとともに、仙台市における小児救急医療支援事業等を通じて、二次救急医療(入院治療を要する重症の患者に対する救急医療)への参画を拡充すること。

(2) 患者・家族の視点に立った医療の提供

医療従事者による説明・相談体制を充実させるなど、患者及びその家族が医療の内容を理解し、治療の選択を自己決定できるようにするとともに、患者及びその家族の視点に立った医療サービスを提供すること。

患者及びその家族からの意見、要望等について速やかに対応するとともに、その内容について適宜、分析・検討を行うことにより、提供する医療サービス内容の見直し及び向上を図ること。

(3) 患者が安心できる医療の提供

医療倫理の確立を図るとともに、医療の安全対策及び院内感染防止対策の充実に努めるなど、患者が安心して医療を受けることができるようにすること。

2 成育支援事業

成育支援部門は、医療部門と一体となって、患者及びその家族のQOL(生活の質)及びアメニティ(環境の快適性)の向上に努めるなど、子どもの成長・発達を支援すること。

治療に対する患者及びその家族の不安を軽減するための心のケアをはじめ、療養生活に関する様々な相談に積極的に対応するなど、入院・通院中の心理的援助及び経済的・社会的問題の解決・調整に努めること。

地域の医療機関及び保健・福祉・教育機関と密接に連携することにより、患者の早期退院を促進し、及び退院後の生活を円滑に始められるようにすること。

なお、この事業は、先駆的な取組であるため、適切な目標設定及び評価に基づく改善に特に努めるとともに、実践内容を整理し、情報の発信を含

めたその効果的な活用を図ること。

3 臨床研究事業

臨床研究事業については、東北大学との連携などを行うことにより、科学的根拠となるデータを集積し、エビデンスの形成に努めること。また、院内及び県全体の周産期・小児医療水準の向上のため、その成果の臨床への導入を推進すること。

臨床試験（治験）については、法人の特徴を生かし、質の高い治験を推進すること。

4 教育研修事業

教育研修事業については、東北大学病院など他の臨床研修病院との連携及び法人が有する人的・物的資源を生かした研修プログラムを充実させることにより、後期研修医及び専門研修医（臨床研修修了後に専門的な知識及び技術を習得するための研修を受ける医師をいい、法人では医学部卒後3年目から5年目の者を後期研修医、6年目以降の者を専門研修医としている。）等の確保及び育成に積極的に取り組むこと。

県内の医療従事者に対する知識及び技術の普及に資するため、地域医療支援病院としての地域医療研修会の充実を図ること。

5 災害時等における活動

災害、新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）第6条第7項に規定する感染性の疾病をいう。）など公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、関係機関との連携の下、迅速かつ適切な対応を行うこと。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 効率的な業務運営体制の確立

医療環境の変化に的確かつ機動的に対応するため、病院管理会議及び経営企画部門の機能強化などに取り組み、効率的な業務運営体制の確立を図ること。

2 業務運営の見直し及び効率化による収支改善

医療情報システムの更新の際、法人の業務全般の最適化を図るとともに、診療収入等の増収及び経費の節減に取り組み、収支の改善を図ること。

(1) 医療資源の有効活用

病床稼働率及び医療機器の稼働率の向上並びに診療報酬制度に対応した体制の整備を図るなど、法人が有する様々な人的・物的資源を有効に活用し、経営改善を行うこと。

特に、病床稼働率の向上については、県外の患者を含む患者の増加に向けた具体的な行動計画を策定し、実行すること。

(2) 業務運営コストの節減等

医薬品等の購入・管理方法の見直しなどを行うことにより、材料費等の経費の節減に努めること。また、職員配置及び業務委託の見直しを通じて、医業収益に占める人件費率と委託費率とを合計した率を抑制すること。

(3) 財務分析の実施

会計処理を適切に行うとともに、財務分析を実施すること。また、更新後の医療情報システムを活用してより詳細な分析を行い、経営の効率化に努めること。

(4) 外部評価の活用等

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会の評価結果等を業務

改善に反映させること。

第5 財務内容の改善に関する目標

「第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標期間中に経常収支比率を100%以上とすること。

第6 その他業務運営に関する重要目標

1 人事に関する計画

県民の医療需要に的確に対応しつつ業務運営の一層の効率化を図り、かつ高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、職員を適切に配置するとともに、専門性の向上に配慮した人材の育成に努めること。また、業務・業績に対するより適切な人事評価システムの構築、法人運営への参画の促進など、職員のモチベーションを高めていくための取組を進めること。

2 職員の就労環境の整備

定期的に職員の満足度調査及びメンタルヘルスカケアを実施するなど、日常業務の質の向上を図ること。

多様な雇用形態を導入するとともに、子育て支援のあり方について検討し、職員が安心して働くことができる就労環境を整備すること。

3 医療機器・施設整備に関する事項

医療機器、医療情報システム及び施設の整備に当たっては、費用対効果、県民の医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案して着実に実施するとともに、医療機器及び医療情報システムについては、その効率的な活用を図ること。